

平成30年度

第2回浜松市歯科保健推進会議



健康福祉部 健康増進課

平成30年度 第2回浜松市歯科保健推進会議

日時 平成31年2月21日(木) 午後1時30分～

場所 浜松市口腔保健医療センター 講座室

次 第

I 開会

II 議題

- 1 平成30年度(上半期) 歯科口腔保健事業実績
- 2 平成30年度保育所・こども園・幼稚園における歯科健康診断の結果
- 3 浜松市歯科口腔保健推進計画の推進について
- 4 その他

III 閉会

浜松市歯科保健推進会議 委員名簿

◎ 大野 守弘	一般社団法人 浜松市歯科医師会 会長
○ 野口 泰之	一般社団法人 浜松市医師会 副会長
才川 隆弘	一般社団法人 浜松市歯科医師会 副会長
長野 正弘	一般社団法人 浜松市歯科医師会 副会長
澤井 康行	一般社団法人 浜松市薬剤師会 副会長
池谷 志保	特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会 理事
増谷 昌子	浜松民間保育園園長会 理事
市川 明美	浜松市介護支援専門員連絡協議会 副会長
小田 史子	浜松市手をつなぐ育成会 副会長
玉澤 正子	ヘルスポランティア活動連絡会 役員

◎ 会長

○ 会長職務代理者

任期：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで

【事務局】

新村 隆弘	健康福祉部 医療担当部長（口腔保健支援センター長）
辻村 あつ子	健康福祉部 参事 健康増進課長
坂本 友紀	健康福祉部 副参事
小山 東男	健康福祉部 健康増進課長補佐
伊藤 梓	健康福祉部 技監 口腔保健医療センター 所長
嵩山 なお子	健康福祉部 健康増進課 口腔保健医療センター 主幹
戸谷 由里	健康福祉部 健康増進課 口腔保健医療センター 副技監

【関係課等】

田中 孝太郎	健康福祉部 障害保健福祉課長
山内 章弘	健康福祉部 高齢者福祉課医療・介護推進担当課長
市川 和弘	健康福祉部 介護保険課長
安間 浩	健康福祉部 国保年金課長
板倉 称	健康福祉部 参与
山中 信次	健康福祉部 健康医療課長
山本 卓司	こども家庭部 幼児教育保育課長
花嶋 徳光	学校教育部 健康安全課長
芦澤 信之	中区 健康づくり課長
野沢 和好	東区 健康づくり課長
神谷 修己	西区 健康づくり課長
船川 雅弘	南区 健康づくり課長
大谷 洋子	北区 健康づくり課長
中村 一二三	浜北区 健康づくり課長
太田 光敏	天竜区 健康づくり課長

1 平成30年度（4～9月）歯科口腔保健事業実績

事業名	平成29年4-9月		平成30年4-9月		増減 (人)
	回数等	人数(人)	回数等	人数(人)	
(1) 妊娠期・乳幼児期					
妊婦歯科健康診査		1,359		1,385	26
歯科相談（全年齢）	31	170	45	97	△ 73
電話相談		43		53	10
1歳6か月児歯科健診	95	3,305	95	3,283	△ 22
2歳児歯科健診	49	1,827	64	1,475	△ 352
2歳児後期歯科健診				464	464
3歳児歯科健診	77	1,674	83	1,927	253
フッ化物塗布	53	1,879			
フッ化物洗口【施設数】	101	4,646	106	5,070	424
歯と食の元気アップ教室（保育園・こども園・幼稚園）	146	10,065	151	9,830	△ 235
フッ化物洗口説明会	25	765	22	502	△ 263
歯科健康教育（依頼によるもの）	6	101	5	97	△ 4
離乳食教室	39	706	38	676	△ 30
もぐもぐ元気っこ教室	9	218	15	318	100
親子すこやか相談	65	305	69	282	△ 23
訪問歯科相談	6	8	6	6	△ 2
歯と口の健康週間事業イベント来場者数【会場数】	5	2,230	5	2,138	△ 92
(2) 学齢期					
歯科健康教育(依頼によるもの:小・中・高等学校)	17	1,182	19	1,224	42
フッ化物洗口【施設数】	1	551	1	535	△ 16
(3) 成人期					
ママのための生活習慣病予防教室	6	183	6	119	△ 64
歯周病検診		2,557		2,606	49
歯科健康教育（依頼によるもの）	1	4	2	117	113
訪問歯科相談	0	0	1	1	1
市民公開講座（高齢者福祉課）	2	627	2	370	△ 257
(4) 高齢期					
歯科健康教育（依頼によるもの）	29	786	20	480	△ 306
訪問歯科相談	2	2	1	1	△ 1
歯科訪問診査		49		42	△ 7
(5) 障がい者の歯科					
心身障がい者（児）歯科診療（口腔センター）【日】	54	184	57	232	48
障がい者施設歯科健診（保健指導含む）【施設数】	36	875	36	810	△ 65
(6) 状況に応じた歯科口腔保健医療					
休日救急歯科診療【日】	34	495	35	461	△ 34

2 平成30年度保育所・こども園・幼稚園における歯科健康診断の結果

- 市内の保育所・こども園・幼稚園が実施した歯科健康診断の結果を集計した。
- 平成30年度は、私立・公立(市立)の保育所・幼稚園・こども園221園から回答を得た。(回答率98.7%：全224園)。

(1) 調査者数

表1 調査者数

【単位：人】

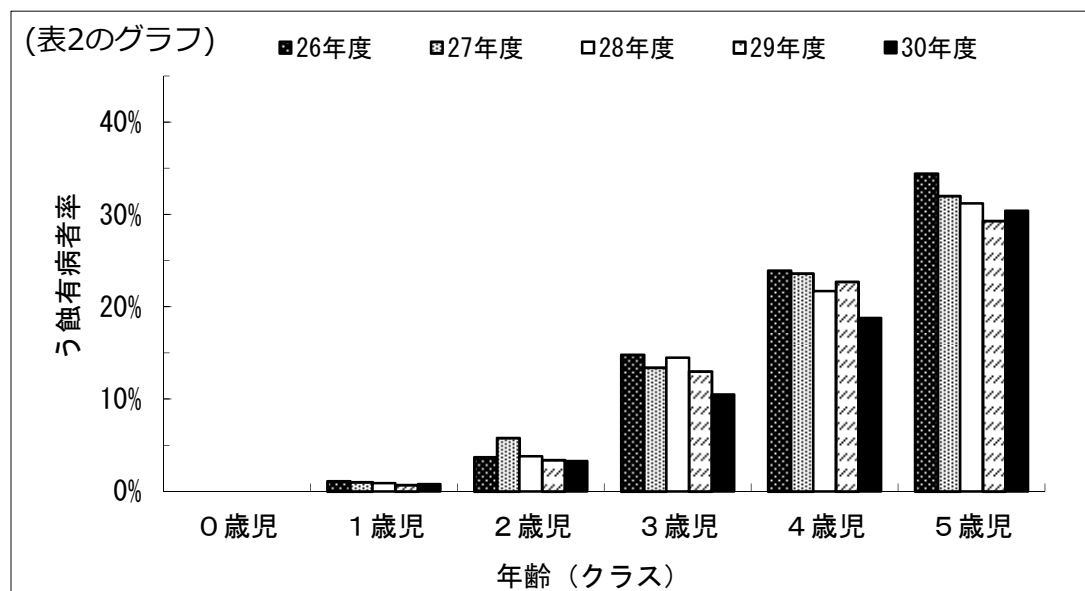
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
26年度	385	1,635	2,004	6,279	6,639	7,045
27年度	495	1,599	2,123	6,217	6,769	6,679
28年度	611	1,734	2,253	6,071	6,714	6,892
29年度	587	1,677	2,320	5,965	6,587	6,814
30年度	590	1,706	2,478	5,747	6,457	6,659

(2) う蝕有病者率（むし歯がある者の割合；※むし歯には、未処置歯及び処置歯を含む

表2 う蝕有病者率

【単位：％】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
26年度	0.0	1.1	3.7	14.8	23.9	34.4
27年度	0.0	1.0	5.8	13.4	23.6	32.0
28年度	0.0	0.9	3.8	14.5	21.7	31.2
29年度	0.0	0.7	3.4	13.0	22.7	29.3
30年度	0.0	0.8	3.3	10.5	18.8	30.4



- ・ う蝕有病者率は全体として減少傾向にある。
- ・ 平成27年度の2歳児は、その後の調査でも、う蝕有病者率が若干高い。

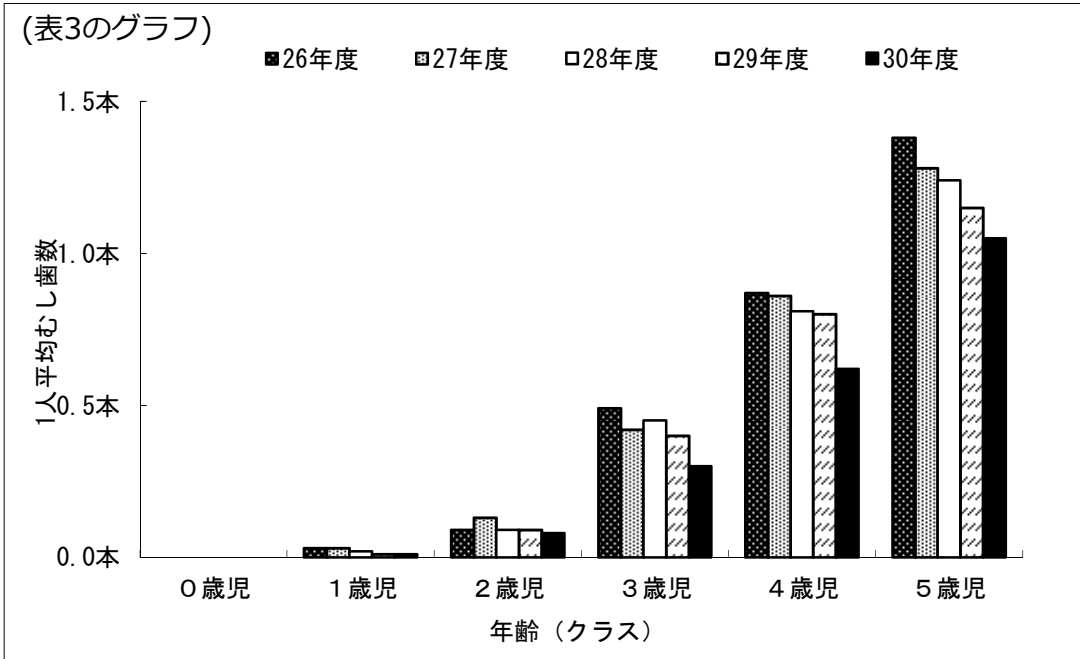
(3) 1人あたりの平均むし歯本数 <未処置歯+処置歯>

表3 1人平均むし歯数

【単位：本】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
26年度	0.00	0.03	0.09	0.49	0.87	1.38
27年度	0.00	0.03	0.13	0.42	0.86	1.28
28年度	0.00	0.02	0.09	0.45	0.81	1.24
29年度	0.00	0.01	0.09	0.40	0.80	1.15
30年度	0.00	0.01	0.08	0.30	0.62	1.05

(表3のグラフ)



・ 5歳児の1人平均むし歯数は年々減少している。

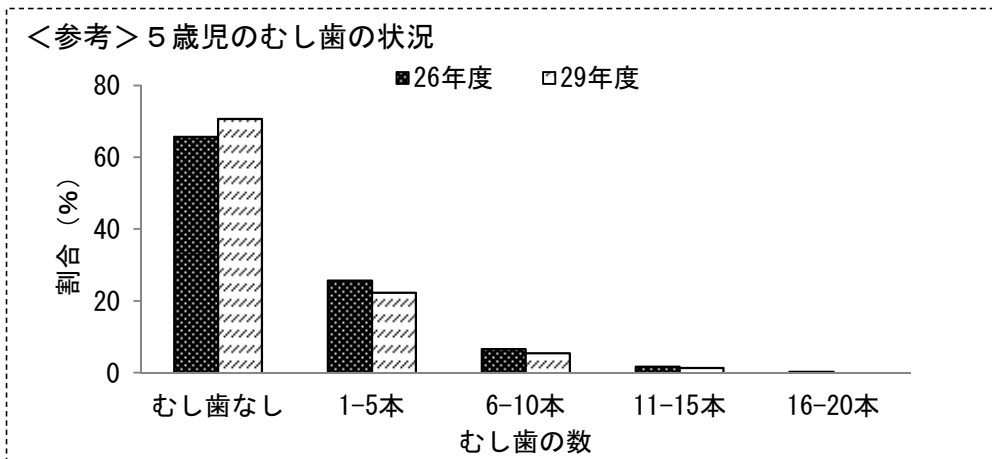
<参考> 5歳児のむし歯の状況 (割合)

【単位：%】

	むし歯なし	1-5本	6-10本	11-15本	16-20本
26年度	65.7	25.7	6.6	1.7	0.3
29年度	70.7	22.3	5.5	1.4	0.1

出典：静岡県5歳児歯科調査 (H30は未公表)

<参考> 5歳児のむし歯の状況



・ むし歯のある者の割合は減少し、全体的に軽症化する傾向にある。

(4) 歯科保健行動の実践状況

表4 歯科保健行動の実践状況

【単位：園(%)】

	施設数	歯みがきをする園	フッ化物洗口を実施する園 [#]
26年度	203	174 (85.7%)	89 (43.6%)
27年度	206	175 (84.9%)	92 (44.2%)
28年度	210	170 (81.0%)	99 (46.7%)
29年度	213	173 (81.2%)	101 (46.3%)
30年度	221	175 (79.1%)	98 (44.3%)

[#]分母は全園数 (221園)

○「歯みがきをする園」は増加し、フッ化物洗口する園は微減した。

3 浜松市歯科口腔保健推進計画 の推進について

3つの重点施策

- ・口腔機能に着目した口腔成育の推進
- ・健康づくりに関心の低い働きざかりの世代に対する歯周病予防対策の推進
- ・健康寿命の延伸に向けた歯と口の機能低下を予防する対策の推進

その他の推進施策

- ・障がい者や要介護高齢者等への歯科保健医療サービス提供の推進
- ・歯科医療技術者の養成

(1) 平成 30 年度 of 取組

(ア) 口腔保健支援センターの設置

- ・平成 30 年 10 月 1 日健康福祉部内に設置
- ・センター長を医療担当部長として、歯科保健施策の充実を図る。

【口腔保健支援センターの開催した研修会】

期日	演 題	講 師	対 象	参加数
H30.10.11	口の機能と口腔ケア	口腔保健医療センター所長	介護保険サービス提供事業者説明会集団指導	500
H30.11.29	危機を乗り越える夢と戦略	前いすみ鉄道社長 鳥塚 亮 氏	歯科保健関連団体及び 庁内関係課職員	63
H30.12.13	口から栄養を摂取するための口腔機能を維持することの重要性について	日本大学松戸歯学部障害者歯科学講座講師 田中 陽子 氏	歯科保健関連団体及び 庁内関係課職員	60
H31.1.22	歯科保健事業の概要	口腔保健医療センター所長	市の歯科保健事業に従事する 歯科衛生士	27
H31.1.24	介護職員への研修			17
H31.3 中旬	お口の機能と口腔ケア (仮)	口腔保健医療センター所長	介護通所施設職員	(40)
H31.3 下旬	障がいのある方達の適切な口腔管理について (仮)	口腔保健医療センター所長	障がい者施設歯科健診 希望施設職員	(70)
H31.3 下旬				(70)

(イ) 歯科口腔保健推進に関する啓発

- ・浜松市歯と口の健康週間の実施
- ・歯科の受診啓発ポスターの作成・配布
- ・企業健康応援事業の出張型健康教育の実施
(協会けんぽ等と連携、事業所訪問や健康教育を実施。事業所の健康づくり推進)

(2) 平成 31 年度計画

(ア) 既存事業（変更部分のみ記載）

【健康増進課】

2 歳児歯科健康診査

① 2 歳前期と後期受診者の受付開始時間を統一

後期受診者は 10 時 15 分開始としていたが、受付開始時間前の来所者も多いため、前期と合わせ 9 時 30 分に受付を開始することで統一する（水窪、佐久間、春野会場を除く）。

② 実施回数の適正化

H30 年度は事業組換による混乱を避けるべく、一時的に実施回数を増やし、1 回当たり受診者数の抑制を図った。事業従事者が習熟してきたため、実施回数を H29 年度の回数とする。

（中区：24 回、東・南・西・北・浜北区：各 12 回、天竜区：15 回）

【高齢者福祉課】

口腔ケア・栄養改善支援事業

① 実施件数の増

高齢者団体からの派遣希望の増加に対応するため、実施予定件数を増加する。

（H30 年度 40 件→H31 年度 50 件）

歯科・口腔ケアに関する市民啓発

① 事業内容の拡充

これまで浜松市歯科医師会に委託し、市民にむけた啓発事業として市民公開講座を年 2 回開催に加えていたが、これに加え多職種連携を推進するための研修事業を実施する。

(イ) 口腔保健支援センター（新規事業）

① 障がい者歯科連携推進事業

- ・ 対象 歯科医療従事者
- ・ 内容 障がい者の歯科診療を行うために必要な技術の現地研修、及び知識に関する講義
- ・ 講師 口腔保健医療センター所長及び歯科衛生士、外部講師

② 口腔ケア普及推進事業

- ・ 対象 介護事業者の職員（介護福祉士、ヘルパー等）、要介護者の家族等
- ・ 内容 日常生活での口腔ケアに関する技術の習得を図る実習を事業所で実施
- ・ 講師 市職員（歯科医師、歯科衛生士）

③高齢者歯科保健相談推進事業

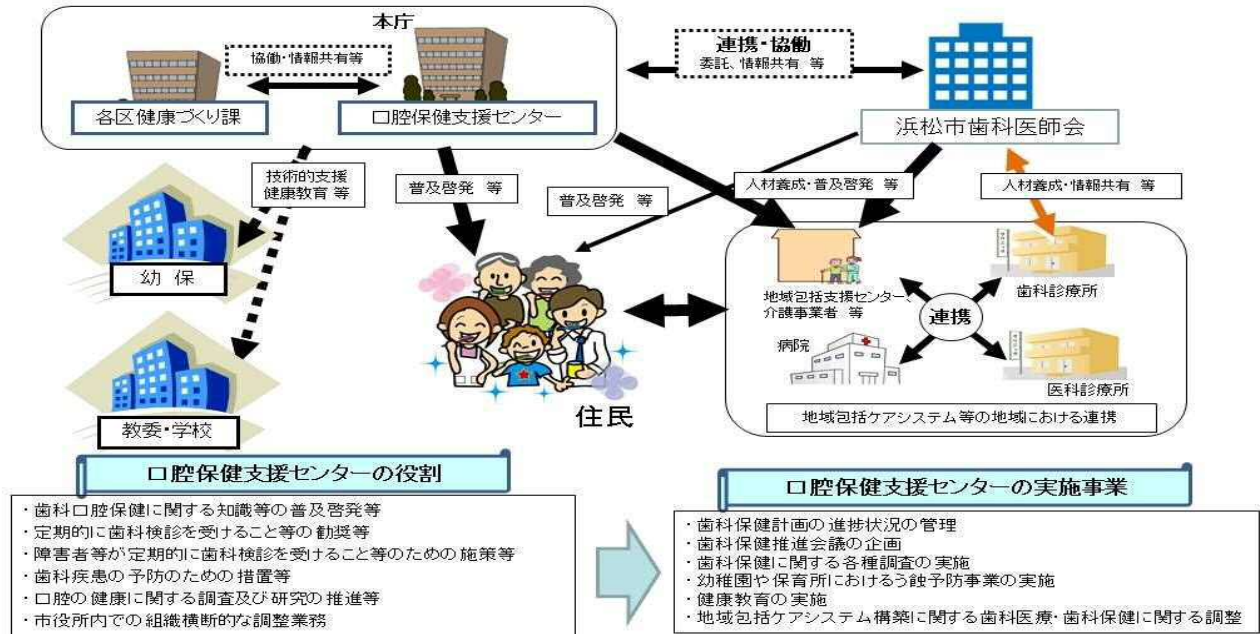
- ・対象 地域包括支援センター職員、介護事業者、歯科診療所の職員等
- ・内容 口腔ケアに関する研修を行い共通の認識をもち、参加者間で意見交換
- ・講師 各回1名（歯科保健情報の講話）

口腔保健支援センターの設置

- ・浜松市は、政令指定都市の中で最も健康寿命が長く、男性 73.19 歳、女性 76.19 歳です。健康で長生きするには、適切な食生活、運動、社会参加が重要と言われており、歯や口の機能は、食生活や社会参加に大きくかかわっています。
- ・これまで、市は、関係団体の方々のご協力を得ながら、市民の方々の歯や口の健康づくりを推進してきました。その結果、「むし歯がない」乳幼児や学童の割合が増加傾向にあり、「自分の歯がある」高齢者の割合も増加傾向にあるなど、市民の歯や口の状態は、継続的に良くなる傾向にあります
- ・近年、自分の歯がある方は認知症の割合が低いことや、歯や口の機能が低下したオーラルフレイルという状態から要介護状態に至ることが多いことなどが報告されており、歯や口の健康づくりはますます重要となってきています。
- ・このたび、さらなる健康寿命の延伸を目指し歯科保健施策の調整を図るため、「浜松市口腔保健支援センター」を健康福祉部内に設置しました。

浜松市口腔保健支援センター

【目的】 関係団体や事業者と連携し、歯科保健計画に基づき、歯科保健事業を推進する。



＜ 口腔保健支援センターの業務 ＞

- (1) 歯科口腔保健に関する知識などの普及啓発等
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- (3) 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- (4) 歯科疾患の予防のための措置等
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- (6) 歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援
- (7) 前6号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進のために必要な業務

浜松市口腔保健支援センター設置要綱

(目的)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律第十五条の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するため、浜松市口腔保健支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

(設置)

第2条 支援センターは、浜松市健康福祉部に設置する。

(所管業務)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識などの普及啓発等
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- (3) 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- (4) 歯科疾患の予防のための措置等
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- (6) 歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援
- (7) 前6号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進のために必要な業務

(職員の員数等)

第4条 支援センターには、次に掲げる職員を配置する。

- (1) センター長 1名
センター長は、浜松市健康福祉部医療担当部長とする。
- (2) 副センター長 1名
副センター長は、浜松市健康福祉部健康増進課長とする。
- (3) 歯科医療専門職 2名以上
歯科医療専門職は、歯科医師又は歯科衛生士のいずれかの資格を有している者とし、少なくとも1名は歯科医師の資格を有している者とする。
- (4) その他職員 必要数

(職員の職務内容)

第5条 支援センターの職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) センター長
支援センターを代表し、その職務を総括する。
- (2) 副センター長
センター長を補佐するとともに、センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けるときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- (3) 歯科医療専門職及びその他職員
第3条に掲げる業務の実施に必要な事務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

歯科口腔保健の推進に関する法律（抄）〔平成二十三年八月十日、法律第九十五号〕

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（口腔保健支援センター）

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。